# API利用に関する特約

#### 第1条(本特約の目的)

本特約は、当社が提供する下記のアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下、「本 API」といいます。)を第三者と共同で利用する場合に、利用者が遵守すべき条件を定めることを目的とし、特約として定めます。なお、本 API は本サービスの一部として提供するものとします。

記

<本 API の名称> ユーザ ID 連携 API トランザクションデータ連携 API

2 なお、本特約に定めのない事項については、アクティビティモニタリングサービス約款 (以下「本約款」といいます。)の定めのとおりとします。本特約において別途定義のない 限り、本特約における用語は本約款の定義に従います。

### 第2条(本 API 利用目的)

利用者は、利用者が利用するアクティビティモニタリングサービスと第三者が提供するサービスを連携することを目的として、本 API を第三者と共同利用します。

2 利用者は、前項に規定する以外の目的で本 API を利用することはできません。また、利用者が、アクティビティモニタリングサービスの連携先である第三者サービス(以下「連携システム」といいます。)の全てを利用しており、利用者に属する個人に係るプラットフォーム上に蓄積したデータ(位置情報等を含む)(以下「連携情報」といいます。)が連携システムに提供されることについて同意していること、且つ連携システムの提供元が本 API を用いてアクティビティモニタリングサービスと連携システムを連携することについて当社と契約を締結していることが本 API 利用の前提条件となります。当該条件を満たさない場合についても、本 API を利用することはできません。

#### 第3条(利用者の義務)

利用者は、第4条(本APIの利用申請)に定める方法で、当社による承諾を得た場合に限り、本APIを第三者と共同で利用できる(以下「共同利用」といいます。)ものとします。(以下、第4条(本APIの利用申請)に定める方法で、当社による承諾を得て、本APIを利用する第三者を「API利用第三者」といいます。)共同利用については、当社に対し、利用者とAPI利用第三者は連帯して責任を負うものとします。なお、本APIに起因し、また

は関連して生じた利用者および API 利用第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 利用者は、本 API を利用して、プラットフォーム上に蓄積したデータ(位置情報等を含む)を API 利用第三者に提供する際は、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令、ならびにこれらに関するガイドライン等(以下、これらを総称して「法令等」といいます。)を遵守するものとし、本人に対して法令等に基づき必要な対応を行うものとします。
- 3 利用者は、本 API を API 利用第三者と共同利用する場合、本 API の利用のために必要な範囲で当社からの書面による承諾を得たうえで、API 利用第三者に秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、本約款 第32条(秘密情報の取り扱い)に基づき利用者が負う秘密保持義務と同等の義務をAPI 利用第三者に負わせるものとします。
- 4 利用者は、API 利用第三者が提供する連携システムに対して、不正アクセス等が行われた場合、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄および財産の処分等が判明した場合、またはそれらの具体的な可能性を認識した場合、直ちに当社に報告するものとします。
- 5 利用者は連携システムおよびこれに関連するサービスの提供にあたり、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、消費者契約法その他の法令を遵守するものとします。なお、利用者は、API利用第三者が連携システムを提供する場合は API 利用第三者に対し、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、消費者契約法その他の法令を遵守させるものとします。

#### 第4条(本 API の利用申請)

利用者は、本 API の利用を希望するとき、連携システムごとに(なお、第 2 条第 2 項本 API 利用の前提条件を満たしているものとします。)、当社に対し本 API の利用を申請しなければならないものとします。

- 2 利用者が当社所定の利用申請書(以下「API利用申請書(新規利用)」といいます。)を提示し、当社がこれに対し、当社所定の方法で承諾通知書(以下「API利用承諾通知書(新規利用)」といいます。)を発信したとき(以下「API利用承諾日」といいます。)、本 APIの利用が承諾されたものとします。また、API利用開始日は、API利用開始通知で通知するものとします。
- 3 本約款 第5条(サービス利用契約の締結等)第3項から第5項および第7条(利用者からの通知)の定めは、API利用申請手続きにおいても準用されるものとします。

#### 第5条(利用期間)

本 API の利用期間(以下「API 利用期間」といいます。)は、当社が別途提示する API 利用開始通知書(新規利用)に記載の API 利用開始日から開始するものとし、第 6 条(API 利用の解約)に従い本 API の利用が解約される日までとします。

2 当社から別途提示する API 利用承諾通知書(新規利用)に記載の API 導入開始日(以下、「API 導入開始日」といいます。)から、API 利用開始日の前日までの期間を API 導入期間(以下、「API 導入期間」といいます。)とします。API 導入期間は、当社にて利用者が本 API を利用するための各種設定情報を登録する準備期間とします。API 導入期間中、利用者は本 API を利用することはできません。

#### 第6条(API 利用の解約)

利用者は、本 API 利用の解約を希望する日の 45 営業日前(当社の営業日によるものとし、以下同じとします。)までに、当社所定の解約申請書(以下「API 利用解約申請書」といいます。)を当社に提出することにより、API 利用解約希望日または本条第2項に規定する解約日をもって本 API の利用を解約することができるものとします。なお、API 利用解約希望日の記載のない場合もしくは API 利用解約希望日が不明瞭な場合、または API 利用解約申請書が当社に到達した日から API 利用解約希望日までの期間が 45 営業日未満の場合、当該解約申請書が当社に到達した日より 45 営業日後を利用者の API 利用解約希望日とみなします。

- 2 当社は、利用者からの前項の第三者利用解約申請書の受領後、利用者に対して当社所定の方法で承諾通知を発信し、速やかに解約に伴う処理を実施するものとします。解約に伴う処理に関連して、解約希望日に解約に伴う処理が完了しない場合は、当社は速やかに新たな解約日を利用者に通知することとします。
- 3 本 API 利用の解約後に、利用者が改めて同一の連携システムとの API 利用の申請をした場合であっても、すでに解約となった本 API 利用における各種設定情報を継続して利用することはできません。
- 4 API 利用第三者が当社に解約を申請した場合にも、当該申請における解約希望日または 当社が別途解約日を通知した場合は当該解約日をもって、サービス利用契約は解除されま す。

第7条(API 利用料金、算定方法等) 意図的に削除

第8条(API 利用料金等の請求および支払) 意図的に削除

#### 第9条 (API 認証情報の発行および管理)

当社は、API 利用第三者に対し、当社による第三者利用申請書(新規利用)の承諾後、API 認証情報を提供するものとします。なお、API 認証情報の提供方法については、当社が別途 提示する各種マニュアルに記載するとおりとします。 2 API 認証情報について、利用者は API 利用第三者に対して本約款 第 9 条 (ユーザーID およびパスワード) と同様に扱わせるものとします。

## 第10条(本 API の提供条件)

本 API の仕様は別紙 1 「本 API の概要」のとおりとします。当社は利用者へまたは API 利用第三者への事前の通知または承諾を別途要することなく、自己の裁量により当社は本 API の全部または一部の仕様を変更することができるものとします。

## 第11条(通知)

意図的に削除

## 第12条 (禁止事項)

利用者および API 利用第三者は、短時間における大量のアクセスその他本 API の運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為を行わないものとします。なお、本 API に対するアクセス間隔については、別紙 1「本 API の概要」のとおりとします。

## 第13条 (本 API を利用する第三者の設備)

本 API を利用するにあたり API 利用第三者が設置しまたは借り受ける設備については、本 約款に定める利用者設備に関する規定を準用するものとします。

## 第14条(本特約の有効期間)

本特約の有効期間は、本特約の締結日から原契約が終了するまでとします。

制定 2024年1月31日